

京都市訓令甲第 48 号

教育委員会事務局

高等学校

京都市立高等学校授業料免除審査規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門川大作

第 2 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 申請者及び申請者と生計を一にする者(以下「世帯の構成員」という。)

の前年の総所得金額(所得税法第 22 条第 2 項に規定する総所得金額をいう。)の合計額(世帯の構成員に次に掲げる者がいるときは、当該合計額からこれらの者 1 人につき 320,000 円を控除した額)が、別表の左欄に掲げる世帯の構成員の数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額以下であるとき。

ア 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

エ アからウまでに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)